

新たな公園活用に向けた試行実施支援等業務委託

募集要項

(公募型プロポーザル)



令和3年3月

大阪市建設局

目 次

1	事業の概要	1
	(1) 案件名称	1
	(2) 事業趣旨及び目的	1
	(3) 試行実施の概要	2
	(4) 事業規模（契約上限額）	3
	(5) 費用分担	3
2	業務内容	3
2-1	試行実施の総合企画調整及び効果検証	3
	(1) 中間支援	3
	(2) 情報発信	3
	(3) 効果検証	3
2-2	継続的な展開に向けた仕組みの構築等	4
	(1) 公園活用の手引きの作成	4
	(2) 公園活用促進のための情報発信	4
	(3) 制度案の立案及び作成	4
2-3	協議、打合せ等	4
2-4	報告書の作成	4
2-5	その他	5
3	提案を求める内容	5
4	契約に関する事項	6
	(1) 契約期間	6
	(2) 履行場所	6
	(3) 契約の方法	6
	(4) 委託料の支払い	6
	(5) 再委託について	6
	(6) その他	6
5	参加条件	6
	(1) 参加資格	6
	(2) 欠格事項	7
	(3) 失格事項	7
6	スケジュール	8
7	参加手続き等に関する事項	8
	(1) 質問の受付・公表	8
	(2) 関係図書の見覧	8
	(3) 応募書類の提出	9
	(4) 提案内容の取扱い	9
	(5) その他注意事項	9
8	応募書類に関する事項	10
	(1) 参加申請書類	10
	(2) 企画提案書類	10

9	選定に関する事項	11
	(1) 選定方法	11
	(2) 選定基準	12
	(3) 失格事由	13
	(4) 選定結果の通知及び公表	13
10	提出先・問い合わせ先	13

1 事業の概要

(1) 案件名称

新たな公園活用に向けた試行実施支援等業務委託

(2) 事業趣旨及び目的

大阪市では、明治24年の中之島公園の整備にはじまり、都市公園の量的拡大に努め、令和3年3月現在で990の都市公園を整備してきた。都市公園に限らず、社会資本が一定程度整備されてきた現代においては、そのストック効果を最大限発揮することが重要視されてきており、都市公園においても、都市のにぎわい創出の場や豊かな暮らしを支える場など多様な機能を有する公共施設としてのポテンシャルを発揮するために、これまで以上により一層柔軟に使いこなすことが求められている（『[新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について](#)』（平成28年5月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）参照）。このように、都市公園は社会情勢の変化や多様化する人々のライフスタイル、利用者ニーズに対応し、人々の生活の様々な場面で使われることにより、生活を豊かなものとし、都市がより魅力的になると考えられる。

また、昨今のコロナ禍では、3密を避けるため、テレワークの推進や施設の入場者数制限などにより様々な屋内での活動が制限されてきた。そうした状況の中、都市の貴重なオープンスペースである公園は、これまで屋内で行っていた仕事や飲食、文化、芸術、フィットネスなどの活動を展開できる貴重な空間となる可能性を有している。国土交通省が令和2年8月に発表した『[新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）](#)』においても、公園をはじめとした都市のオープンスペースを柔軟かつ多様に活用することの必要性が謳われている。

このようなことを踏まえ、本市では、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称パークファン事業）を進めている。その契機として、令和2年11月鶴見緑地で開催した[花博開催30周年記念イベント「PARK JAM」](#)では、新たな公園の使い方や楽しみ方を参加者に体験してもらうため、事前に募集した公園でやってみたいと思うアイデアのいくつかを「公園活用プログラム」として実施した。公園活用プログラムの実施にあたっては、実施中及び実施後にプログラム実施者（＝プレーヤー）及び参加者に対して、アンケート調査、ヒアリング等を行い、プレーヤー側、参加者側の双方の視点からニーズや課題等を抽出することができた。しかしながら、当初から一定の集客が見込まれる大規模公園でのイベント下における実施であったため、今後より市民に身近な公園での日常的な展開を図るうえでは、より多角的な検証を行う必要がある。そこで、令和3年度では、近隣公園及び地区公園といった比較的中規模な公園を対象とし、民間事業者や市民団体等の自由な発想による活用の企画を公募して試行的に実施し、継続的な展開に向けた仕組みの検討を行うこととしている。

本業務は、「PARK JAM」にて抽出された意見や課題等を踏まえつつ、試行実施にあたり、プレーヤーの中間支援や情報発信などの総合企画調整を行いながら効果検証を行い、制度案等をまとめることを目的とする。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

《参考》

- 『新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について』
(平成 28 年 5 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課)
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html
- 『新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性 (論点整理)』
(令和 2 年 8 月 国土交通省都市局)
<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/covid-19.html>
- 花博開催 30 周年記念イベント「PARK JAM」
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000517052.html>
- 「公園の活用に関するアイデア募集」
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000511854.html>
- 「PARK JAM」にて抽出された意見や課題等
令和 2 年度に公募型企画競争 (プロポーザル方式) にて委託発注した「[新たな公園活用に向けたニーズ調査等業務委託](#)」の成果品 (報告書) の閲覧を行う。
閲覧期間等の詳細については「7 参加手続き等に関する事項」の「(2) 関係図書の閲覧」を参照すること。

(3) 試行実施の概要

本市では現在、下記のとおり、試行実施を行っていただく民間事業者や市民団体等 (プレーヤー) を募集している。

「新たな公園活用に向けた試行実施プレーヤー募集」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000530846.html>

応募のあった企画の中から実際に試行実施していただくプレーヤー及び試行実施公園を、6 月上旬～6 月中旬頃に決定する予定としている。

試行実施対象公園は下記 15 公園とし、応募内容から最大 10 企画程度を選定する。

《試行実施対象公園》

公園名	公園種別	公園面積	所在地
扇町公園	地区公園	73,195 m ²	北区扇町1丁目、2丁目
都島中央公園	近隣公園	10,000 m ²	都島区中野町5丁目
下福島公園	地区公園	41,307 m ²	福島区福島4丁目、玉川1丁目
朝日橋公園	近隣公園	12,259 m ²	此花区西九条6丁目
真田山公園	地区公園	54,119 m ²	天王寺区真田山町
西淀公園	地区公園	32,681 m ²	西淀川区大和田1丁目
野中南公園	近隣公園	9,540 m ²	淀川区野中南2丁目
神路公園	近隣公園	13,725 m ²	東成区東中本2丁目
巽公園	地区公園	34,192 m ²	生野区巽西1丁目、2丁目
旭公園	地区公園	40,775 m ²	旭区高殿5丁目
蒲生公園	近隣公園	16,505 m ²	城東区中央3丁目
北加賀屋公園	近隣公園	20,449 m ²	住之江区北加賀屋5丁目
沢之町公園	近隣公園	25,454 m ²	住吉区南住吉3丁目
浅香中央公園	地区公園	34,488 m ²	住吉区浅香1丁目
六反さくら公園	近隣公園	10,000 m ²	平野区長吉六反1丁目

(4) 事業規模（契約上限額）

金 12,000,000 円（消費税含む）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

2 業務内容

2-1 試行実施の総合企画調整及び効果検証

(1) 中間支援

プレーヤーが試行実施を行うにあたり、企画段階における助言や関係機関との協議における相談窓口など、プレーヤーが試行実施を行うにあたっての中間支援を行うこと。具体的な支援の内容は次のようなものであり、物品提供や金銭的な支援、当日の運営スタッフなどの人的支援は行わないこととする。

《具体的な支援例》

- 集客を求めるイベントの場合における告知などの広報（情報発信）
- 企画段階における助言（公園での禁止事項など）
- 関係機関との協議にあたっての相談窓口（連絡調整、協議の場への同席など）

複数の多種多様なプレーヤーや地域性の異なる試行実施公園がある中で、試行実施全体をより良いものとし、公園活用を促進するための、中間支援の工夫について提案を求める。

【提案事項②】

《考えられる具体例》

- プレーヤー同士の相互連携を促し、双方の企画、ひいては試行実施全体がより良いものとするためのプラットフォームの構築 など

(2) 情報発信

ウェブサイトや SNS 等を用いて、試行実施する企画について、効果的な情報発信手法を検討し実施すること。

試行実施に対して、より多くの人に関心を持ち、社会的な関心が高まるものとなるような情報発信手法等について提案を求める。【提案事項②】

(3) 効果検証

試行実施を行ったことが、公園利用者や公園周辺の地域、また、都市全体の魅力向上や市民のライフスタイルの豊かさの向上にどのように貢献するかといった効果検証を行うこと。効果検証の手法、効果を測定するための定量的な指標及びその把握方法について提案を求める。【提案事項③】

《考えられる具体例》

- 公園利用者の今後の公園利用意向を、アンケート調査やヒアリング調査により把握
- 公園利用者の公園の利用形態（過ごし方）や滞在時間などの動向を、モニタリング調査やビックデータ分析により把握 など

2-2 継続的な展開に向けた仕組みの構築等

(1) 公園活用の手引きの作成

「PARK JAM」での公園活用プログラムの実施を通し、多くのプレーヤーは、実際に公園を活用する際にどのような手続きが必要なのか、どこで手続きをすればいいのか、どのようなことが許可され、どのようなことが禁止されているのかといった、基本的な情報が不足していることが把握できた。このような課題に対して、公園を活用するうえでの基本的な情報を分かりやすく伝えるための手引きを作成し、広く情報発信することが有効であると考えられる。

そのため、試行実施を通してプレーヤーの意見も参考としながら、公園活用の手引きを作成すること。なお、公園活用の手引きは将来的に広く発信することを想定し、リーフレットやWebページのフォーマットとして作成すること。

(2) 公園活用促進のための情報発信

多くの市民や事業者等が公園を活用して様々な活動を日常的に展開するための必要な情報発信内容のひとつとして、公園を活用してどのようなことができるのかといった具体的な事例を発信することが考えられる。

そのため、国内外の先進的な公園活用の事例や「PARK JAM」で実施した公園活用プログラムをとりまとめ、2-1(2)の情報発信とともにウェブサイトやSNS等を用いて発信すること。

これに加え、市民や事業者等の気軽な公園活用を促進するための情報発信を行うこと。そのための効果的な情報発信手法等について提案を求める。【提案事項②】

(3) 制度案の立案及び作成

2-2(1)及び(2)以外で、本試行実施を一過性のものとせず、継続的かつ全市的な展開につなげるための制度案を、一連の試行実施を通して把握できた課題等を踏まえながら立案及び作成すること。なお、実施にあたっては、学識経験者等から意見聴取するなど、外部意見を取り入れながら進めること。

現状の公園活用に関する課題等を踏まえた効果的な制度案について提案を求める。【提案事項①】

《考えられる具体例》

- プレーヤーの窓口となる中間支援組織の設立
- 許可基準の明確化等につながるプレーヤーのライセンス制度 など

2-3 協議、打合せ等

ア 業務実施にあたっては、本市担当者と連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行いながら進めること。また、必要に応じて外部有識者の意見を聴取しながら進めること。

イ 庁内会議資料等を監督職員の指示のもと速やかに作成すること。

2-4 報告書の作成

ア 調査検討した内容について、報告書として取りまとめること。

イ 報告書は、各種検討資料、記録等を監督職員の確認を得たうえで、A4判のチューブファイル等に収納し、業務内容毎にインデックス等で分かりやすく整理すること。また、あわせて、検討結果を外部公表(発表)用資料として取りまとめた概要版(ダイジェスト版)を作成すること。(ワード文書A4版5枚程度、パワーポイント30枚程度、パネルA1版

2枚程度)

ウ 作成した報告書は紙媒体（カラー印刷）と電子データ（CD-R または DVD-R に保存。ウイルスチェックを行うこと。）で本市に提出すること。提出部数は紙媒体、電子データともに2セットとする。

2-5 その他

ア 個人情報の管理について

業務遂行にあたり知りえた個人情報は、個人情報保護法・大阪市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。

イ 著作権の帰属について

業務遂行にあたり作成した制作物の所有権及び著作権は、すべて大阪市に帰属するものとする。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大対策について

今後の感染拡大状況に応じて、国や大阪府から自粛要請等があった場合や、本市の判断で試行実施を中止する場合などに、本市の指示に迅速に対応できるよう備えておくこと。

3 提案を求める内容

企画提案にあたっては、本事業の趣旨や目的、業務内容を十分理解のうえ、次の事項に対する提案を行うこと。

【提案事項①】新たな公園活用に向けた制度案

近年の新たな公園活用に関する社会的背景や国内外先進事例、また、それらの課題等を踏まえたうえで、大阪市のような多くの人が住み、働き、訪れる大都市において、今後新たな公園活用を展開していくための課題を確認し、解決のための制度案を提案すること。

【提案事項②】試行実施全体の企画運営手法

新たな公園活用を促進していくうえでは、プレーヤーに対する中間支援のあり方や、参加者側、プレーヤー側双方の視点を踏まえた情報発信が必要であると考えます。そこで、本試行実施がより効果的なものとなるための企画運営手法について、中間支援の工夫や、情報発信の内容及び手法、また、使用する媒体等を具体的に提案すること。

【提案事項③】効果検証手法

市民や事業者等が積極的に公園を活用することが、公園利用者や公園周辺の地域、また、都市全体の魅力向上や市民のライフスタイルの豊かさ向上にどのように貢献するかといった効果検証を行う手法、効果を測定するための定量的な指標及びその把握方法を具体的に提案すること。

4 契約に関する事項

(1) 契約期間

契約締結日 ～ 令和4年3月31日(木)

(2) 履行場所

市内一円

(3) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、本募集要項及び企画提案書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(5) 再委託について

ア 受注者は委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等の主たる業務については、再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 参加条件

(1) 参加資格

参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす法人とする。

ア 1年以上の営業実績を有し、直近1年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税(東京都の場合は都民税)の滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 令和2・3・4年度大阪市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)種目「500:建設コンサルタント」において登録されていること。

エ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けてい

ないこと。

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

カ 2つ以上の法人等が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの条件を満たす法人同士の場合とし、かつ、次の要件も満たさなければならない。

※ウの要件については、代表者のみに適用する。

(ア) 構成員は、共同体の代表者となる法人を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

(エ) 単独で参加した法人は、共同体の構成員となることはできない。

(オ) 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

(2) 欠格事項

役員に次のいずれかに該当する者がいる場合は、参加することができない。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪市暴力団排除条例施行規則で定める者

カ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

ア 選定審査に関する照会・要求等を申し入れた場合

イ 提出期限までに必要な応募書類すべてが提出されなかった場合

ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合

エ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ その他、不正行為があった場合

6 スケジュール

- ・ 公募開始 令和3年3月26日（金）
- ・ 質問受付期間 令和3年3月26日（金）～4月2日（金）
- ・ 関係図書の閲覧 令和3年3月29日（月）～4月2日（金）
- ・ 質問に対する回答 令和3年4月9日（金）
- ・ 応募書類の提出期限 令和3年5月6日（木） 必着
- ・ プレゼンテーション審査 令和3年5月中旬～5月下旬 予定
- ・ 選定結果通知 令和3年5月下旬～6月上旬 予定
- ・ 契約締結・業務開始 令和3年6月上旬～6月中旬 予定
- ・ 事業完了 令和4年3月31日（木）

7 参加手続き等に関する事項

（1）質問の受付・公表

ア 受付期間

令和3年3月26日（金）～4月2日（金）17時30分

イ 提出方法

「新たな公園活用に向けた試行実施支援等業務委託質問書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、「10 提出先・問い合わせ先」に記載のメールアドレスあて、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「公園活用プロポーザル・質問（法人名）」とすること。

ウ 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和3年4月9日（金）に、大阪市建設局ホームページで公表する。

エ 注意事項

（ア）受け付けた質問に対する回答は、個別には行わない。

（イ）質問を行った法人名は公表しない。

（ウ）本市が、本募集要項に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては、回答しない。

（2）関係図書の閲覧

関係図書として、令和2年度に公募型企画競争（プロポーザル方式）にて委託発注した「[新たな公園活用に向けたニーズ調査等業務委託](#)」の成果品（報告書）の閲覧を、次のとおり行う。

ア 閲覧期間

令和3年3月29日（月）～4月2日（金）

午前9時～正午、午後1時～5時まで

イ 閲覧場所

大阪市建設局公園緑化部会議室

大阪市福島区野田1-1-86 大阪中央卸売市場本場 業務管理棟6階

ウ 閲覧申込

閲覧を希望する日時の前日までに、電話またはメールにて「10 提出先・お問い合わせ先」に記載の電話番号またはメールアドレスあて、事業者名、担当者名、連絡先、閲覧を希望する日時、閲覧する者の人数及び氏名を申し出ること。

エ 注意事項

- (ア) 閲覧は、閲覧希望団体毎に行い、閲覧人数は1団体2名以内とすること。
- (イ) 閲覧は、提案事項の検討にあつての参考とすることを目的として行うものであり、本目的以外に使用しないこと。
- (ウ) カメラ等での撮影は可とする。
- (エ) 閲覧時の質問等は一切受け付けない。

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限

令和3年5月6日(木) 17時30分必着

イ 提出場所・方法

- (ア) 「10 提出先・問い合わせ先」に記載の住所まで、郵送又は持参にて提出すること。
- (イ) 郵送する場合は、書留など受領印・署名を伴い、対面配達される方法で、参加者負担により送付すること。
- (ウ) 持参の場合は、提出の前に提出日時を予定を、事前に電話で連絡すること。

ウ 必要書類及び部数

必要な提出書類及び部数については、「8 応募書類に関する事項」の「(1) 参加申請書類」、「(2) 企画提案書類」を確認すること。

(4) 提案内容の取扱い

本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本募集要項及び提出された企画提案内容を踏まえ、本市と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしもすべて提案内容どおりに実施するものではない。

(5) その他注意事項

ア 募集要項の承諾

参加者は、応募書類の提出をもって、本要項の記載事項について承諾したものとみなす。

イ 応募内容の変更禁止

応募書類提出後、応募書類の内容を変更することはできない。

ウ 応募書類の取扱い

応募書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時その他本市が必要と認める場合には、本市が提出書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとする。

また、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

エ 情報公開

本市に提出された書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

オ 参加の辞退

応募書類提出後に参加を辞退する場合は、「公募型プロポーザル参加辞退届」(様式5-1又は5-2)を提出すること。

カ 費用負担

参加に係る費用は全額参加者の負担とする。

8 応募書類に関する事項

(1) 参加申請書類

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書【様式2-1又は2-2】
 - (イ) 共同事業体届出書兼委任状【様式3】 ※共同事業体のみ
 - (ウ) 誓約書【様式4】
 - (エ) 会社概要書【自由様式】
(業務内容、主な取扱サービス、主な取引先、免許、沿革、過去の業務実績などが記載されたもの。パンフレットやホームページをプリントアウトしたものの提出を可とする。)
 - (オ) 直近1年度分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書「その3」又は「その3の3」)【提出時点で発行から3か月以内のもの(原本)】
 - (カ) 直近1年度分の本店所在地の法人市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明書【提出時点で発行から3か月以内のもの(原本)】
- ※共同事業体の場合、(ウ)～(カ)は構成員となるすべての事業者について提出すること。

イ 提出部数

正本1部

(2) 企画提案書類

ア 提出書類

- (ア) 業務計画書【様式6】(A4判片面1枚)
業務の実施方針、実施体制、業務フロー、検討のプロセス等について簡潔に記載すること。記載にあたり、概念図や図表、フロー図等を用いることは可とする。
- (イ) 企画提案書【様式7-1、7-2、7-3】(A4判片面4枚以内)
「3 提案を求める内容」に示した提案事項について、明確かつ具体的に記載すること。記載にあたり、概念図や図表、フロー図等を用いることは可とする。
- (ウ) 見積書【自由様式】

イ 提出部数

正本1部、副本(複写可)10部

選定の公正性を高める観点から、副本の提出書類一式は、参加者の商号又は名称、ロゴマーク、代表者氏名、過去の業務実績の名称や関係法人の名称など、参加者を特定しうる情報が記載された箇所をマスキング(黒塗り又は空白)した状態で提出すること。マスキングが不足している場合は、本市において追加のマスキングを行う。

9 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する選定会議において、書類審査及び企画提案内容のプレゼンテーション審査を行い、その意見を受けて本市が受注予定者を選定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。
- イ プレゼンテーション審査は令和3年5月中旬から5月下旬を予定しており、開催場所等の詳細については、参加申請受付後、応募書類の様式2-1又は2-2に記載の担当者あてに、通知する。
- ウ プレゼンテーション審査は、提出した企画提案書類を使用し、企画提案内容について口頭で説明を行うこと。プレゼンテーションにはパワーポイント等の機材は使用できない。
- エ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、Web 会議形式でのプレゼンテーションとなる場合がある。
- オ 「(2) 選定基準」に記載する選定基準に基づいた審査を行った結果、原則として基準点(60点)を上回った者のうち、最も得点が高かった参加者を受注予定者として選定する。ただし、「費用の妥当性」について、「提案価格が提示する契約上限額を超えている」場合を1点とし、1点以下の場合、合計点が60点以上であっても不合格とする。
- カ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- キ 審査を経て決定した受注予定者と契約を締結することができない事情が生じた場合は、審査において次順位以下で、基準点(60点)を上回った者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行う。
- ク 参加者が1者の場合は、選定会議にてその者の受注事業者としての適格性等を審査し、受注予定者を決定する。
- ケ すべての参加者が基準点に満たなかった場合、選定会議の意見を踏まえて最高得点の参加者にヒアリングを行い、企画提案書類の内容について修正が可能であれば、修正したうえで当該参加者を受注予定者として決定する。

(2) 選定基準

企画提案内容を審査する際の基準は次のとおりとする。

審査項目 【対応する提案事項】	審査の視点	配点
課題解決力 【提案事項①】	<ul style="list-style-type: none">公園の活用等に関する近年の動向や課題を的確に捉えているか提案された制度案は、大阪市の地域性を踏まえた、実効性や実現性、将来性のある制度案となっているか	25点
企画運営力 【提案事項②】	<ul style="list-style-type: none">公園活用の促進につながる中間支援の工夫がなされているか参加者側、プレーヤー側双方の視点を踏まえた効果的な情報発信手法がなされているか提案事項①で提案された制度案及び提案事項③で提案された効果検証手法と適切に関連付けられており、提案としての一体性がある	30点
検証力 【提案事項③】	<ul style="list-style-type: none">提案された効果検証手法は、新たな公園活用を促進するための制度案の立案につながる優れた手法となっているか提案された指標は、定量的に把握でき、効果を検証するうえで有効な指標となっているか提案事項①で提案された制度案及び提案事項②で提案された企画運営手法と適切に関連付けられており、提案としての一体性がある	40点
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none">実施に係る費用積算は妥当か	5点
合計		100点

※基準点は60点とする。

※合計点が最も高い者が2人以上（同点）の場合

ア 「検証力」の得点が最も高い者を受注予定者として選定する。

イ 前号における得点が同じ場合は、「企画運営力」の得点が最も高い者を受注予定者として選定する。

ウ 前号における得点が同じ場合は、見積価格が最も低い者を受注予定者として選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

10 提出先・問い合わせ先

担当：大阪市建設局公園緑化部調整課

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1-1-86

大阪中央卸売市場本場 業務管理棟6階

電話：06-6469-3816

電子メール：hanahaku30@city.osaka.lg.jp